

佐賀県イノシシ等被害防止対策事業（県単）

（事業期間：～令和6年度）

鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣による農作物被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金に加え、県では以下の取り組みに対して支援しています。

有害鳥獣捕獲委託事業

- 捕獲等の委託に要する経費への助成
- 捕獲班設置の委託に要する経費への助成

イノシシ・アライグマ 捕獲報償金交付事業

- 捕獲報償金への助成（補助率 1／2以内）
（県費上限 イノシシ1頭当たり 2,500円、
アライグマ1頭当たり 1,000円）

電気柵設置事業

- 国庫補助対象外の取組に対する助成
（補助率 1／3以内）
※離島に限りワイヤーメッシュ防護柵も対象